吉富町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書

１．業務の名称

　　吉富町放課後児童クラブ運営業務委託

２．業務の内容

　①利用対象

　　昼間に就労等の理由で保護者が家庭にいない小学校１年生から６年生までの児童

②定員

第１吉富児童クラブ　　定員４０名

　　　　　　　　　第２吉富児童クラブ　　定員４０名

　　　　　　　　　第３吉富児童クラブ　　定員４０名

③実施場所　吉富町子育て支援センター内　放課後児童クラブ室棟

　　　　　　吉富児童クラブ

　　　　　　（吉富町大字広津６４１番地１、６４０番地３）

④運営基準

(1)開所時間

・小学校の授業日(授業を行う日をいう。)　放課後から午後６時まで

・小学校の休業日(授業が行われない日をいう。)　午前７時３０分から午後６

時まで

※町長が認めた者については午後６時から午後７時までの延長有

(2)閉所日

・日曜日

・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

・１２月２９日から翌年１月３日までの日

　 　 ・自然災害等で学校が休校になった日

(3)支援員及び補助員数

　　支援の単位ごとに２人以上とする。うち、１人は「放課後児童支援員」とし、それ以外は補助員でも可とする（登所人数が少ない時間帯、曜日については、出席状況に応じ、支援員等の配置人数を少なくすることができることとする。ただし、最低２名は配置すること。）。

　　また、障がいのある児童やその他配慮が必要な児童を受け入れる場合は、必要に応じて支援員等を加配するものとする。

|  |
| --- |
| 「放課後児童支援員」については次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。  (1)　保育士の資格を有する者  (2)　社会福祉士の資格を有する者  (3)　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者  (4)　大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（平成29年法律第41号による専門職大学前期課程修了者を含む。）  (5)　大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者  (6)　大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者  (7)　高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者 |

(4)運営業務に係る経費

町からの運営委託料での運営とする。

　なお、利用者負担額の徴収は本町が行うため、運営業務に係る経費には含まれない。

３．運営方針

(1)基本方針

放課後児童健全育成事業を利用している児童が、明るくて衛生的な環境において、心身

ともに健やかに育成されることを目的とする。

(2)目標

　・基本方針を充分に理解したうえで、独自の創意工夫を発揮することによって、良質な保育の提供、サービスの向上に努めることとする。

　・地域住民、学校及び関係機関との積極的な交流を持ち、運営にあたることとする。

４．業務の範囲

(1)児童福祉法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業に係る放課後児童

クラブの保育指導、その他健全育成のために必要な事業に関すること

　・放課後児童クラブ運営に関する日常活動の記録及び報告

　・施設、付帯設備及び物品の保守及び維持管理並びに備品等の修繕に関すること

　・児童の安全確保に関すること

　・学校下校時、学童までの送迎支援に関すること（交差点通行時の安全確保・見守り）

　・利用者負担額の収納に関すること（納付書や利用額決定通知等の配布。減免・徴収事務は除く。）

　・個人情報の保護及び守秘義務に関すること

(2)支援員及び補助員の処遇に関すること

　・支援員及び補助員の募集、任用及び配置に関すること

　・支援員及び補助員の給与等の支払いに関すること

　・支援員及び補助員の保険等、福利厚生に関すること

　・支援員及び補助員の勤務の管理に関すること

・支援員及び補助員の教育、情報の共有、研修等に関すること

(3)保護者等との連携に関すること

　・保護者等への通知に関すること

　・緊急連絡に関すること

　・保護者への対応に関すること

(4)その他本町と協議のうえ決定する

５．法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守のうえ実施するものとし、受託者は、本町とその都度協議し、その指示を受けるものとする。

(1)地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

(2)児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）

(3)子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）

(4)吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１７号）

(5)吉富町放課後児童健全育成事業実施要綱（平成２３年告示第７４号）

(6)吉富町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年条例第４号）

(7)吉富町暴力団排除条例（平成２２年条例第３号）

(8)労働基準法（昭和２２年法律第４９号）

(9)労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）

(10)放課後児童クラブ運営指針（平成２７年厚生労働省発出）

(11)その他関係法令等